１２　医療課

（１）指導監査課及び県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督

○　概要

医療課は、健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督並びに保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等の事務等の業務を取り扱う指導監査課及び各県事務所に対して、事務の指導及び監督を行っています。

（２）特定機能病院及び臨床研究中核病院に係る医療監視業務

①　概要

医療機関への立入検査（いわゆる医療監視）業務は、医療機関が法令により規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かを検査し、不適正な場合は指導等を通じて改善を図り、良質で適正な医療が国民に提供されることを目的として、厚生労働省・県・保健所を設置する市が行うこととされています。

医療課では、医療法の規定に基づき、特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査を実施しています。

（特定機能病院）

特定機能病院とは、医療法第４条の２の規定により、

ア　高度の医療を提供する

イ　高度の医療技術の開発・評価を行う

ウ　高度の医療に関する研修を行わせる

エ　医療の高度の安全を確保する

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数４００床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

（臨床研究中核病院）

臨床研究中核病院とは、医療法第４条の３の規定により、

ア　特定臨床研究に関する計画を立案し、実施する

イ　他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあっては、主導的な役割を果たす

ウ　他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う

エ　特定臨床研究に関する研修を行う

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数４００床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

② 実施方法

立入検査は、原則として、中国地域の施設に対して年に１回実施しています。実施にあたっては、医療法の規定に基づく地方自治体（保健所）による立入検査の実施と併せ、合同で実施しています。

③ 実績等

・当厚生局が所管する特定機能病院

（令和２年３月末現在）

所　在　地	施　　設　　名
鳥　取　県	鳥取大学医学部附属病院
島　根　県	島根大学医学部附属病院
岡　山　県	岡山大学病院 川崎医科大学附属病院
広　島　県	広島大学病院
山　口　県	山口大学医学部附属病院

・当厚生局が所管する臨床研究中核病院

（令和２年３月末現在）

所　在　地	施　　設　　名
岡　山　県	岡山大学病院

・実績（令和元年度）

立入検査の実施病院数（特定機能病院）・・・・・・・・・・・・・・・ ６ 病院

立入検査の実施病院数（臨床研究中核病院）・・・・・・・・・・・ １病院